

## 医療情報取得加算に係る掲示について

### 医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年7月1日より下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

※ご本人の診療情報を見るためには、每回来院時に患者様がマイナ保険証をカードリーダーに通して頂き、診療情報の提供の同意を頂く必要があります。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 通常健康保険証の場合

区分	点数	紹介状がある場合
初診 (月に1回)	3点	1点
再診 (3月に1回)	2点	1点

### マイナ保険証を利用された場合

区分	每回来院時にカードリーダーで行う情報取得同意の有無	点数	紹介状がある場合
初診 (月に1回)	同意する	1点	1点
	同意しない	3点	
再診 (3月に1回)	同意する	1点	1点
	同意しない	2点	

※ご本人様が同意をした場合でも、他の医療機関にかかっていない、もしくは医師が過去の診療情報は必要ないと判断した場合は、減額出来ませんのでご了承願います